

## 基本計画委員会並びに海洋の安全保障小委員会及び 海洋の産業利用の促進PT等の設置及び運営について

平成29年4月19日  
総合海洋政策本部参与会議座長

### 1. 趣旨・目的

現行海洋基本計画は本年度計画期間の5年目を迎えるが、4月7日に開催された「総合海洋政策本部」会合において、政府として、次期海洋基本計画の策定に向けた検討の開始が決定されたことを受け、また、平成28年度参与会議意見書5. (2)「参与会議の審議体制について」を踏まえ、参与会議において、次期計画の策定に関し政府に提言を行うための審議体制等を定めるものである。

### 2. 審議体制及び構成員等

(1) 参与会議に、次期計画の策定に向けて全体的な取りまとめなどを行うため、「基本計画委員会」を設置する。

(2) 基本計画委員会には、上記意見書に定められた主要テーマのうち、特に専門的な観点から審議するため、次の分科会(以下「小委員会等」という。)を設置する。

- 海洋の安全保障小委員会
- 海洋の産業利用の促進 PT
- 海洋環境の維持・保全 PT
- 海洋人材の育成等 PT

(3) 上記「基本計画委員会」及び「小委員会等」の構成員は、次のとおりとする。

- ① 基本計画委員会は、参与(特別委員を含む。以下同じ。)全員を構成員とし、参与会議座長(以下「座長」という。)が委員長を兼ねるものとする。
- ② 小委員会等は、座長が参与からの意見を聴取した上で指名した参与及びその他の有識者並びに次項で述べる関係行政機関を構成員とする。
- ③ 基本計画委員会及び小委員会等には、関係行政機関の職員の積極的な参加を求めるものとする。
- ④ 小委員会等の運営及び取りまとめを担う小委員長又は主査(以下「小委員長等」という。)は、当該小委員会を構成する参与のうちから座長が指名する。
- ⑤ 小委員長等は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 3. 基本計画委員会及び小委員会等の運営

- (1) 基本計画委員会は、自らの審議及び小委員会等での審議結果を踏まえ、次期海洋基本計画の基本的な事項につき取りまとめを行い、参与会議へ報告する。  
小委員会等は、それぞれの審議結果を基本計画委員会に報告するものとする。
- (2) 基本計画委員会及び小委員会等の会議については、原則として非公開とする。
- (3) 前各項に定めるもののほか、基本計画委員会又は小委員会等の運営に関し必要な事項は、構成員である参与間で協議し、それぞれ委員長又は小委員長等が定めることとする。